

山形広域環境事務組合職員の分限に関する条例施行規則

平成 29 年 2 月
山広環規則第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、山形広域環境事務組合職員の分限に関する条例（昭和 46 年共衛条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において「職員」とは、条例の適用を受ける者のうち管理者の事務部局に属する者をいう。

（医師の指名及び診断書の徴取）

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の規定による医師の指名は、独立行政法人国立病院機構若しくは国立大学法人が設置する医療機関又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関に勤務する医師のうちから行うものとする。

2 管理者は、職員の病名、病状その他特別の事由により前項に規定する医師を指名することが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該医師以外の医師を指名することができる。

3 管理者は、条例第 2 条第 1 項の規定により医師に診断を行わせたときは、当該医師から診断書（別記様式第 1 号）を徴するものとする。

（休職の期間の決定基準）

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により休職の期間を定める場合においては、管理者は、前条第 3 項の規定により医師から徴した診断書に記載された内容を勘案したうえで休職の期間を決定するものとする。

（休職の期間の通算）

第 5 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当することにより休職となった職員（以下「病休職員」という。）が、条例第 5 条の規定による復職をした後当該休職の原因となった負傷又は疾病と

同一の負傷又は疾病により再び休職することとなった場合において、当該休職の原因が次の各号に掲げる負傷又は疾病であって、それぞれ当該各号に定める期間を経過しないときは、当該復職をした期間はなかったものとして、当該復職後の休職の期間は、当該復職前の休職の期間に引き続いて更新されたものとみなす。

(1) 山形広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年山広環条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。）別表第1第2号の項アからウまでに規定する負傷又は疾病復職をした日から起算して180日

(2) 勤務時間条例別表第1第2号の項エに規定する負傷又は疾病復職をした日から起算して90日

（病休職員の病状確認）

第6条 管理者は、必要と認めるときは、病休職員に主治医の診断書を提出させ、当該病休職員の病状を確認するものとする。

2 前項の診断書は、別記様式第1号によるものとする。

（病休職員の復職の申出）

第7条 病休職員は、その休職の事由が消滅したときは、復職願（別記様式第2号）により管理者に申し出なければならない。

（病休職員の復職等の手続）

第8条 管理者は、病休職員から前条の規定による申出があったとき又は病休職員の休職の期間が満了するときは、当該病休職員の休職の事由が消滅したかどうかについて判断するものとする。この場合において、管理者は、必要と認めるときは、医師を指名して当該病休職員について診断を行わせ、当該医師から診断書を徴することができる。

2 前項の規定による医師の指名については、第3条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 第1項の診断書は、別記様式第1号によるものとする。

4 管理者は、第1項の規定により休職の事由が消滅したと判断したときは、他の事由により休職となる場合を除き、復職となる旨を記載した書面を当該病休職員に交付しなければならない。

5 管理者は、第1項の規定により休職の事由が消滅していないと判断したときは、休職の期間の更新その他の必要な手続を行うものとする。

(病休職員以外の職員の復職の手続)

第9条 管理者は、条例第5条の規定により病休職員以外の職員を復職させるとき又は当該職員の休職の期間が満了するときは、復職となる旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。